

特定教育・保育施設における利用定員の 設定について

令和8年1月27日

特定教育・保育施設における利用定員の設定について

1. 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て支援法第72条の規定により、市町村子ども・子育て会議の役割として、以下の事務を処理することとされています。

○特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項(法第31条第2項)

市長村長が行う「確認」に際して必要となる「利用定員の設定」にあたり、あらかじめ、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

2. 利用定員について

利用定員は、子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者が施設型給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、施設・事業者からの申請に基づき、1号・2号・3号認定子どもの区分に応じて市町村が行うこととなります。

利用定員の設定にあたっては、認可定員の範囲内で設定することが必要であり、認可定員を超えて設定することはできません。

※1 施設型給付とは教育・保育施設を通じた共通の給付(委託費)です。

※2 認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については、岡山県が認可を行います。

3. 教育・保育施設に係る利用定員の設定について

令和 8 年 4 月から認可定員を減員する施設です。認可基準を満たしている(予定を含む。)ことから、次のとおり利用定員を定めようとするものです。

○対象施設

私立認定こども園

高梁中央保育園の保育所から幼保連携型認定こども園移行に伴う利用定員の設定。

施設の名称	高梁中央こども園						
所在地	高梁市下町134番地						
設置者	社会福祉法人 梁和会						
認可定員 (予定)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	6人	7人	9人	14人	14人	15人	65人
利用定員		1号認定 3~5歳	2号認定 3~5歳	3号認定 0歳		1~2歳	合計
	変更前	0人	47人	8人	25人	80人	
	変更後	10人	33人	6人	16人	65人	
	増減	10人	△14人	△2人	△9人	△15人	

■保育園としての最近3か年の利用者数（各年度3月1日現在。R7は1月1日現在。）

年 度	2号認定	3号認定		合 計
	3～5歳	0歳	1・2歳	
令和7年度	43人	7人	16人	66人
令和6年度	43人	7人	29人	79人
令和5年度	43人	10人	34人	87人

⇒直近3か年の利用者数は、設定予定の利用定員を上回っているが、利用定員の120%までは受け入れ可能なことや、今後の園児数見込みから適当と認められる。

(参考)

■高梁市の特定教育・保育施設認可定員等

種別	園名	認可定員	R7園児数	R8利用定員	備考
幼稚園	津川	80人	—	0人	R6.4月 休園
	川面	80人	—	0人	R7.4月 休園
	巨瀬	80人	—	0人	R8.4月 閉園
	中井	80人	—	0人	R8.4月 閉園
	玉川	80人	—	0人	R8.4月 閉園
	福地	30人	4人	30人	
	計	430人	4人	30人	
保育園	備中	35人	11人	35人	
	高梁中央	80人	66人	0人	R8.4月 こども園移行
	計	115人	77人	35人	
こども園	高梁	180人	133人	180人	
	高梁中央	—	—	65人	R8.4月 こども園移行
	おちあい	95人	105人	95人	
	有漢	100人	52人	100人	
	成羽	120人	84人	120人	
	川上	120人	33人	120人	
	計	615人	407人	680人	
合計		1,160人	488人	745人	